

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年二月二十日

江戸川区長 多田正見

和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	111,345 円	1 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	3,453,412 円	1 件
合 計	3,564,757 円	2 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	111,345 円	平成29年9月25日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第32364号	平成24年9月14日	元金 88,000 円 利息金 4,400 円 遅延損害金 18,945 円	平成29年11月末日限り 50,000円 平成29年12月末日限り 61,345円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
小計	111,345 円	/	/	/	/	/	/

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	3,453,412 円	平成29年10月11日	東京地方裁判所 平成29年(ワ)第26937号	平成14年4月30日	元金 3,453,412 円 利息金 0 円 遅延損害金 0 円	平成29年10月から平成36年11月まで 毎月末日限り 40,000円ずつ 平成36年12月末日限り 13,412円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
小計	3,453,412 円						